

HCTC 認定規則第六回改定・新旧対照表

| 変更前 | 変更後 |
|------------------|---|
| | <p>第 12 条(認定資格喪失者に対する特例措置)</p> <p>1 認定資格を喪失した者で、正当かつ合理的な理由がある場合に限り、喪失後原則 2 年以内に以下の書類を提出することにより、HCTC 委員会の審議を経て更新期限の猶予を受けることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 認定 HCTC として活動していた証明として、活動していた医療機関の在職証明書 2) 更新申請時点での移植責任医師および施設長の署名を受けた書類 3) 期限内に認定更新手続きを行えなかった理由を詳述した理由書 <p>2 前項の審議により認定資格の再登録が認められた者は、承認から 3 年以内に速やかに認定更新手続きを完了させなければならない。</p> <p>(第 12 条に認定資格喪失者に対する特例措置を追記)</p> |
| 第 12 条(細則) | 第 13 条(細則) |
| 第 13 条(規則の改正と廃止) | 第 14 条(規則の改正と廃止) |
| 第 14 条(規則の施行) | <p>第 15 条(規則の施行)</p> <p>6.本規則の第五回改定は 2024 年 12 月 1 日より実施する。(追記)</p> |